

2001 3

油濁基金 だより

69

No.



財団法人 漁場油濁被害救済基金



海岸に漂流している液状油の回収作業

平成12年7月4日福井県三国町安島海岸に液状の油が帯状となって海岸に漂流・漂着し、漁船の揚げ降ろしやワカメ干し場に支障をもたらす恐れがあり、地元漁業者により回収作業が行われた。

目 次

(寄稿)

- | | |
|---------------------------|----|
| 1 油流出事故への対応（その2）／小倉 秀 | 1 |
| 2 水質汚濁等による突発的漁業被害状況／丸山 徳仁 | 10 |

(随想)

- | | |
|--------------------------|----|
| 3 明石からの漁業を考える（その2）／鷲尾 圭司 | 14 |
| 4 油濁基金で思うこと／一樋 義明 | 17 |

(基金記事)

- | | |
|-----------------------|----|
| 1 第20回全国豊かな海づくり大会について | 19 |
| 2 油濁被害防止対策事業の概要について | 25 |
| 3 中央漁場油濁被害等認定審査会の動き | 31 |
| 4 評議員の委嘱について | 32 |

(官庁等人事異動)

(編集後記)

(寄稿)

油流出事故への対応（その2）

海上災害防止センター調査研究室
室長 小倉 秀

1. 流出油事故の実態、事故対応（その1）
2. 流出油の回収（その2）
3. 油の分散処理、海岸清掃、回収油の保管、処分等（その3）

2—3 流出油の回収

前号の（その1）で述べたように海上に流出した油は、オイルフェンス等で拡散を防止し、その油を回収することが望されます。回収は油回収船、スキマー（油回収装置）で行う機械的回収、油吸着材を用いて行う物理的回収、その他ポンプ、ガット船、バキュームカー手作業で行う回収があります。

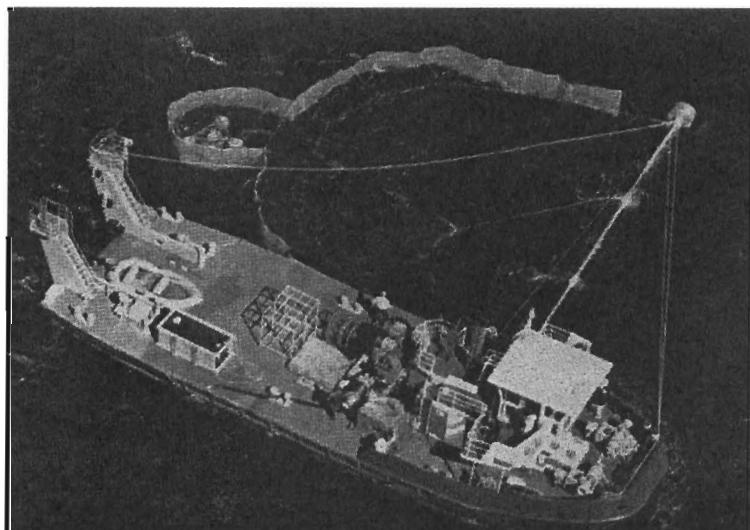
(1) 機械的回収

機械的回収に使用される機材としては、油回収船・油回収装置がありま

す。

専用の油回収船を配備して事故に備える時期もありましたが、現代は、スキマー、集油オイルフェンス、タンク等を陸上または船上保管し、作業船、タグボートを使ってシステムとして回収作業を行うことが主流になっています。これは、流出油の種類、流出量等によってスキマー等の防除資機材を選択して使用しなければ効果的な回収ができないためです。

回収原理として、吸引式・付着（吸着）式・導入（堰）式の三通りがあり

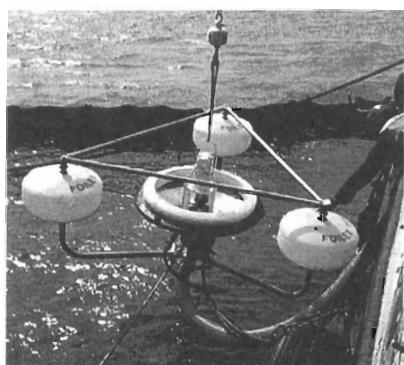


ます。

吸引式

最も簡単な発想による装置で、この装置で水面から直接または堰を経由してポンプで油を吸引するものです。この方式では油とともに大量の水も吸引することとなり、別の一次貯蔵タンクや簡易油水分離装置が必要になります。逆に高粘度油の回収の場合、この油がホース等を詰まらせることがあります、大量の水を吸い込むことによって油の吸引が維持できるという利点もあります。

一般に、荒天時には回収効率が低下します。また、塵芥の影響を受けやすく、作動不能等の故障の原因ともなります。このため、最新の装置では、高粘度油や塵芥を切り碎くカッターを組み込んだ装置も開発されています。



吸引式スキマー

付着（吸着）式

油の付着（吸着）性に着目して、ドラム・ベルト・円板・化学繊維モップ等に油を付着させて油を回収しようと

するものです。

この方式では一般に中粘度油（100～2,000cSt）の回収に適しています。歯の付いた円板や長尺のベルトを装備した装置は重質油の回収も可能となっています。重質油は粘着力が強く一旦付着すると除去が困難となるし、一方、軽質油は回収できますが、付着力が弱いため効率が悪いものとなります。また、水中油エマルジョンは粘性が高いにもかかわらず、吸着力の弱い場合が多いためこの方式では回収できないことがあります。



導入（堰）式

装置内部に導入された油水はその比重差（油<水）によって、油分は浮上し水分は下降します。さらに装置内部に設けられた邪魔板あるいは堰板に油水を衝突させることによって比重分離して油分のみを回収しようとするものです。

この方式には、装置内部に導入する方法や邪魔板の配置の違いによって各

種考案されています。

使用方法

スキマーの使用に当たっては、そのスキマーの最良の効率が得られる状態で運転することが望ましいのですが、次のようなことでスキマーの油回収効率の低下や運転そのものが不能となることがあります。

◎ 気象・海象

波浪、風、潮流が強くなるほどスキマーの性能限界という前に、オペレーターの安全性を最優先に考えなければなりません。通常、ビューフォート風力階級の0～4までは回収作業が可能ですが、5を越えると作業が困難となり、8以上で作業ができなくなります。

◎ 高粘度、ゴミ

回収油が高粘度やゴミ混じりの油の場合、スキマー内部の詰まり、ポンプ能力の低下、ゴミの絡みつきなどにより運転不能となる

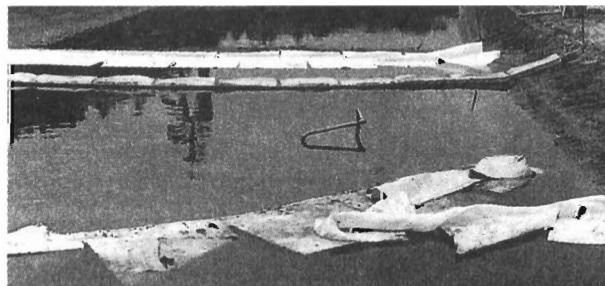
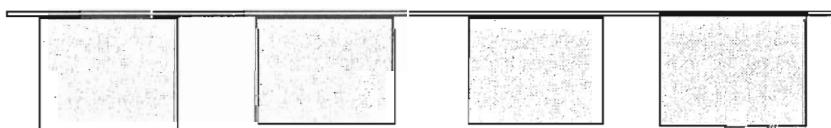
ことがあります。このようなことは気温、水温が低いときにも現れ、日中には稼動していたスキマーが朝夕の気温の低い時間帯に動かないということがありますので、注意が必要です。

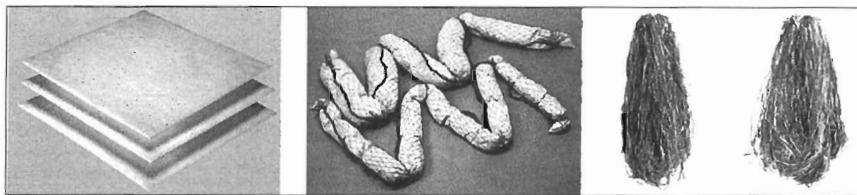
◎ 油層厚

油層厚の薄い状態では、スキマーの回収効率が当然のことですが低くなります。スキマーの回収効率を高めるためには、まず、オイルフェンスなどを使用し、油を集めて油層を厚くする必要があります。

◎ 運用能力、技術

防除活動を総括する指導者の能力やスキマーの運転を行うオペレーターの習熟度が大きな影響を及ぼします。既に油処理剤や油吸着材が散布された海域では、スキマーは使用できません。オペレーターは最良の効率での運転方法や、





マット型

ブーム型

その他の型

簡単な修理は習熟しておく必要もあります。

(2) 油吸着材

油吸着材は油の回収に使用しますが、油吸着材の全量回収を前提に使用します。回収ができない場合、次のような障害が発生するおそれがあります。

- 二次汚染や小型船の航路障害物となります。
- スキマーによる油回収時、吸入口や付着部に油吸着材が詰まり、作動不能や故障の原因となります。

このため、潮流の早い場所やオイルフェンスなどで包囲されていない油に単体で使用することは避けなければなりません。

また、油吸着材は飽和状態となると周りの油の色と同色となり、見分けが着かなくなりますので、ロープで移動しないものに固縛しておきます。特にマット型は大型のホッチキス等で止め、万国旗型とすると回収が容易となります。

さらに、マット型で長尺型のものは、余り長い距離で使用すると、回収

に手間取り、なおかつ、大きな容器が必要となり、結果的に必要以上に労力を要することになります。

油吸着材は親油性、かつ、撥水性を持つ素材の物理的な吸着及び付着力によって油を回収するもので、素材によって大きく2つに、形状によっては5つ分けることができます。

◎ 素材による分類

- 化学繊維……ポリプロピレン繊維（通称PP繊維）など
- 天然素材……木、水こけ（ピートモス）、綿、古紙、カポック、コーヒー豆など

◎ 形状による分類

- マット型……長さと幅が厚さよりも大きく、取り扱いに十分な強度を有しているもの。
- ルース型……固化していない粒子状のもので、ふるいなどの器具を用いなければ取り扱えないもの。

- ピロー型……油に対し透過性があり、かつ、内部に吸着材を保持することが可能な外部繊維または網目構造のものに吸着材が封入されたもの。
- ブーム型……ピロー型と同様の構造であるが、縦の寸法が他の寸法より長く、縦方向に強度の大きい部材が入っているもの。
- その他の型…高粘度の油が侵入するのを妨げない解放構造を有するより糸、解放網目構造、またはその他の物理的形態の集合体のもの。

(3) ガット船

昭和54年に発生したタンカーの流出油事故に初めて活用して以来、油の回収に大きな成果を挙げています。平成9年日本海で発生したタンカー「ナホトカ号」の流出油事故では、通常の油回収装置で回収できないムース化油を短時間で大量に回収しています。

ガット船の特徴

- 全国の大手港に所在しており、手

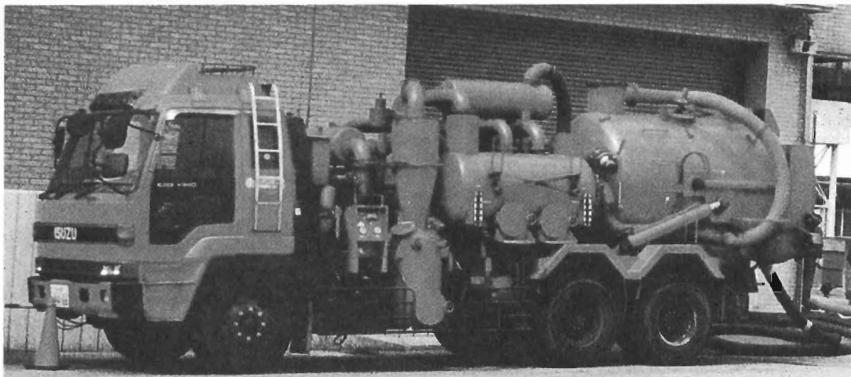
配が容易である。

- ガット船単独で数百～数千tの貯油が可能であり、また、分離した水を船外に排出することも可能で、油分を多く貯蔵できる。
- 満船となった場合、独航で目的地まで油を輸送できる。
- 風速10m/s程度の海上模様であれば、回収作業が可能である。
- 作業終了後の清掃が容易である。
- ガット船は普段、土砂や捨て石などを運搬しており、油の回収は普段の作業の応用であり、スペシャリストであることを要しない。
- 通常、船倉には隔壁がないため自由水の影響に注意しなければならない。



(4) 強力吸引車及びコンクリートポンプ車

強力吸引車は、見た目はバキュームカーに似ていますが、吸引原理が全く違います。強力吸引車の吸引原理は、簡単に言えば掃除機と同じで、プロワ



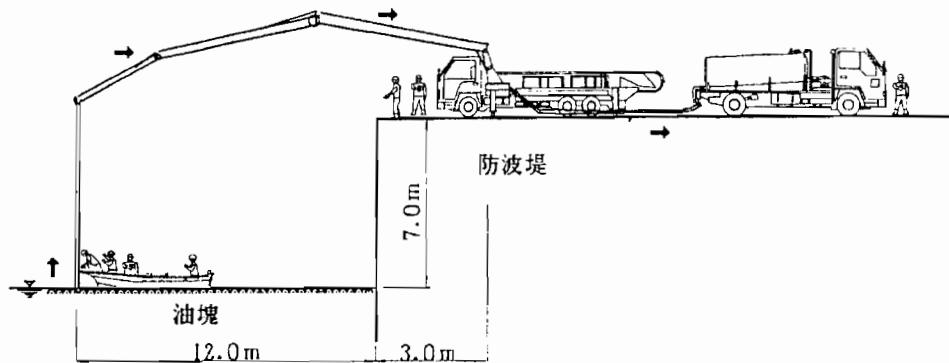
一により強力な空気の流れを作り、その空気の流れに吸引物を乗せて、車両後方に設置されたレシーバタンクに吸引（回収）しようというもので、液体、粉体はもちろんホース内を通過するものであれば採石などの個体でも吸引します。

このような回収原理から、強力吸引車の性能を表すときには風量という言葉を用い、風量が大きいほど吸引性能が高いことになりますが、逆に回収物を入れるレシーバタンクが小さくなります。

コンクリートポンプ車

コンクリートポンプ車はポンプを逆転することにより突出口から油を吸引することができますが、ポンプの種類はスクイーズ式に限られます。コンクリートポンプ車は屈折式のブームを持っていることから、沿岸部において道路から海岸にブームを伸ばし、平穏な海上模様であれば人力によりブーム先端部のホースをコントロールしますが、時化ているときにはリモコンによりブームをコントロールします。コンクリートポンプ車のポンプ逆転による性能試験は実施していませんので詳細な性能は不明ですが、経験からかなり





の性能を持っていることは確かと言えます。

強力吸引車等の応用運用

強力吸引車は、流出事故現場への移動、流出油の回収、回収油の貯蔵、さらに貯蔵した油の搬出等自己完結型の優れた油防除資機材と言えます。しかし、難点として搭載タンクの容積が小さいこと、また、吸引のためのホースの先端の保持を人力で行うことが挙げられます。このような難点もありますが、この難点を補完するため、強力吸引車と大容量タンク車やコンクリートポンプ車を連結する方法もすでにナホトカ号流出油事故で実証されています。それぞれの車両の作業ホースの直徑はまちまちで、かつ連結方式も違うことから、アダプターの有無を確認しておく必要があります。

強力吸引車と大容量タンク車の連結

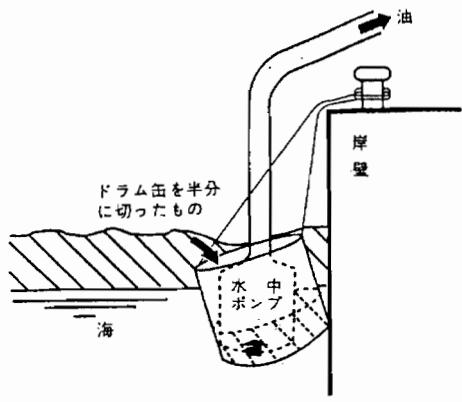
タンクの容積の小さい強力吸引車とタンクの容積の大きいバキュームカー

(一部商品に「バキュームダンパー」と呼称されるものがあり、一般的にもこの名称が普及していることから、以後「ダンパー」と言います。) に強力吸引車を連結し、ダンパーのタンクをレシーバタンクとして利用するものです。

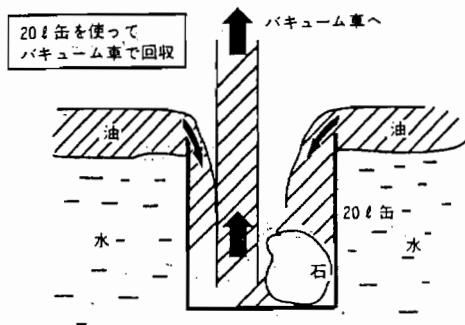
強力吸引車とコンクリートポンプ車の連結

スクリーズ式ポンプを搭載したコンクリートポンプ車は、ポンプを逆転することでの油回収が可能ですが、ポンプの原理上揚程10m程度が吸引の限界となります。このことはコンクリートポンプ車の設置場所が限られることになり、屈折式のブームを持ち高低差の大きい場所でも自由にブームを伸ばすことにより、現場での回収作業ができるという利点を発揮できることになります。

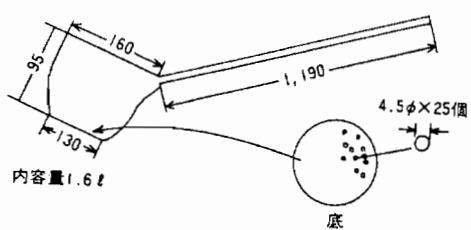
このコンクリートポンプ車の難点と、強力吸引車のホース先端の人力に



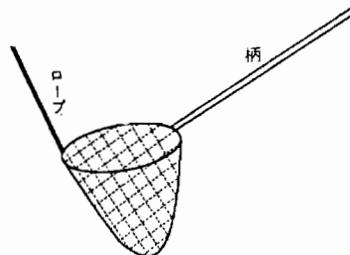
水中ポンプ



20リットル缶の応用



ひしゃく



たも網

による保持という難点の両者をお互いに補完するために両車両をホースで連結した場合、強力な吸引力と回収ホースの先端部の制御が可能となり、油防除作業にとって極めて有効な方法となります。スキマーなどの回収装置の使用が困難な場合や故障した場合、ありとあらゆる手段を使用して油を回収しなければなりません。

主な方法として次のようなものがあります。

◎ 水中ポンプ……岸壁やその付近、回収した油水の一次貯蔵タンクからの油の回収（移送に有効です。油やゴミ

の種類や量によっては、十分にその性能を発揮します。しかし、油から可燃性ガスが発生している場合、防爆型のポンプが必要となります。

◎ ダンパー（バキュームカー）……真空ポンプによりタンク内を減圧し、タンク内と大気圧の差により液体を回収するもので、強力吸引車と原理において分類されます。

ダンパーは原理的に揚程10m以上の吸引はできませんが、タンク容量が大きく非常に有効な防除資機材となります。

回収した油水をタンク内で分離しタン

ク下部から水を排出、油分のみを効果的に回収することができます。

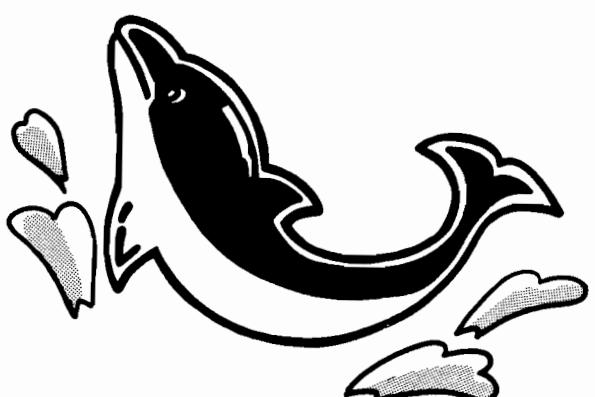
◎ 土木（浚渫）用機械……海岸に漂着した油をブルドーザー、ショベルカー、バックホーなどの重機を使用し、回収することができます。また、浚渫用のグラブなどを利用して、高粘度油や油まみれのゴミが回収できます。この場合、水はグラブの隙間から排出されるため、回収効率が上がります。

◎ ひしゃく、たも網、手鉤……油の

回収作業で最も多く使われ、故障もない資機材（器具）と言えます。

これらの物を使用して効率良く回収作業を行うには、十分な数と作業する人員が必要となります。従って、人員や資機材の確保、調達、輸送方法などは事前に緊急時計画の中に取り込まれていなければなりません。

次回（その3）は、油の分散処理、海岸清掃、回収油の保管、処分等について記載する予定です。



(寄稿)

水質汚濁等による突発的漁業被害状況

水産庁増殖推進部漁場資源課
指導第二係長 丸山 徳仁

この報告は、国の補助事業として実施している漁業環境保全対策等事業のうち「漁場環境保全対策等事業の運用について」(平成10年4月8日付け10水推第399号水産庁長官通達) 第2の規定に基づいて、各都道府県知事から提出された「水質汚濁等による漁業被害発生報告書」をもとに、平成11年度(平成11年4月1日～平成12年3月31日までの間)に発生した水質汚濁等による突発的漁業被害の発生状況を水産庁がとりまとめたものであり、その一部を抜粋したものである。

平成11年度の水質汚濁等による突発的漁業被害は、総発生件数108件(うち、被害額不明件数84件)、被害総額10億円となっており、平成10年度と比較した場合、発生件数は37件減少(25.5%減少)、被害額は31億円減少(76.2%減少)した。(表-1)

1. 海面における突発的漁業被害状況

海面における漁業被害は、発生件数32件(うち、被害額不明件数16件)、被害額9.2億円で、平成10年度と比べ発生件数は22件減少(40.7%減少)、被害額は31.4億円減少(77.3%減少)している。

なお、海面における主な発生原因内

訳は表-2のとおりである。

2. 原因別発生割合の推移

平成7～11年度の海面における漁業被害の原因別発生割合を油、赤潮及びその他と主要因を大別して比較してみると、件数では油によるものと赤潮によるものが全体の8割を占めており、平成11年度においても、油と赤潮を主要因とする発生件数が、全体の約8割を占めている。

なお、金額が判明している漁業被害については、平成10年度と比べ減少した。(図-1、図-2)

3. 油による漁業被害

油による漁業被害は、発生件数7件(うち、被害額不明件数0件)、被害額0.3億円であり、平成10年度と比較すると発生件数及び被害額も減少している。

油による被害発生件数を原因別に見ると、船舶によるものが昨年と同じ1件となっており、被害額は0.2億円で0.3億円の減少(60.3%減少)。原因者不明については6件で、7件減少(53.8%減少)しており、被害額は

0.1億円で0.4億円減少（78.7% 減少）している。

なお、発生件数が非常に少ない工場・事業場等を原因とする被害は、平成11年度には発生していない。（表一
3、図一3、図一4）

るための体制の整備等についても強力に推進していかなければならない。

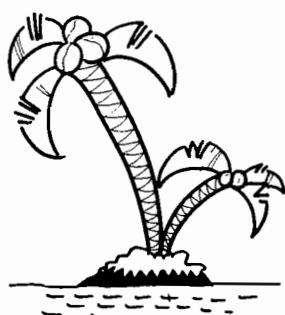
4. むすび

以上のように、平成11年度については、油を原因とするもの、赤潮を原因とするもの、油・赤潮以外を原因とするものの全てにおいて減少傾向が見られる。

しかし、平成9年に発生したナホトカ号による油流出事故や、平成10年度に広島湾で発生した、ヘテロカプサ赤潮による漁業被害の事例は、ひとたび大規模な油濁事故及び赤潮が発生した場合、多大な漁業被害が発生する可能性があることを示唆しており、単純に発生件数が減少しているからといって、楽観視することはできない。

また、南西諸島を中心とした原因者不明の油濁被害（主にオイルボールの漂着）は依然として後を絶たない状況である。

近年環境問題に関する国民的な関心の高まりの中、油及び赤潮による漁場の汚染を未然に防止するため、引き続き油濁被害防止対策及び赤潮対策を推進するとともに、汚染防止意識等の啓発、事故発生の際に被害を最小限にす



表一 1 平成10年度 突発的漁業被害の発生状況

(単位：発生件数 件、被害金額 千円)

年度	項目	海 面		内 水 面		計	
10年度	発生件数	54(23)	37.2%	91(84)	62.8%	145(107)	100.0%
	被害金額	4,066,343	99.1%	37,987	0.9%	4,104,330	100.0%
9年度	発生件数	53(16)	32.5%	110(99)	67.5%	163(115)	100.0%
	被害金額	1,798,356	98.4%	28,554	1.6%	1,826,910	100.0%
10／9	発生件数	101.9%		82.7%		89.0%	
	被害金額	226.1%		133.0%		224.7%	

資料：水産庁

(注) 発生件数の（ ）書きは、被害金額が不明の件数で内数である。

表一 2 平成11年度 海面における突発的漁業被害の発生状況

(単位：発生件数 件、被害金額 千円)

年度	項目	油		赤 潮		油・赤潮以外		計	
11年度	発生件数	7	21.9%	18(12)	56.3%	7(4)	21.9%	32(16)	100.0%
	被害金額	32,885	3.6%	822,549	89.0%	69,042	7.5%	924,476	100.0%
10年度	発生件数	15(1)	27.8%	29(15)	53.7%	10(7)	18.5%	54(23)	100.0%
	被害金額	108,660	2.7%	3,913,877	96.3%	43,806	1.1%	4,066,343	100.0%
11／10	発生件数	46.7%		62.1%		70.0%		59.3%	
	被害金額	30.3%		21.0%		157.6%		22.7%	

資料：水産庁

(注) 発生件数欄の（ ）書きは、被害金額が不明の件数で内数である。

表一 3 平成10年度 油による海面漁業被害の発生状況

(単位：発生件数 件、被害金額 千円)

年度	項目	船 舶		工場・事業場等		原因者不明		計	
10年度	発生件数	1	6.7%	1(1)	6.7%	13	86.7%	15(1)	100.0%
	被害金額	52,885	48.7%	—	—	55,775	51.3%	108,660	100.0%
9年度	発生件数	14(4)	50.0%	—	—	14(0)	50.0%	28(4)	100.0%
	被害金額	1,062,170	95.3%	—	—	52,582	4.7%	1,114,752	100.0%
10／9	発生件数	7.1%		—		92.9%		53.6%	
	被害金額	5.0%		—		106.1%		9.7%	

資料：水産庁

(注) 発生件数の（ ）書きは、被害金額が不明の件数で内数である。

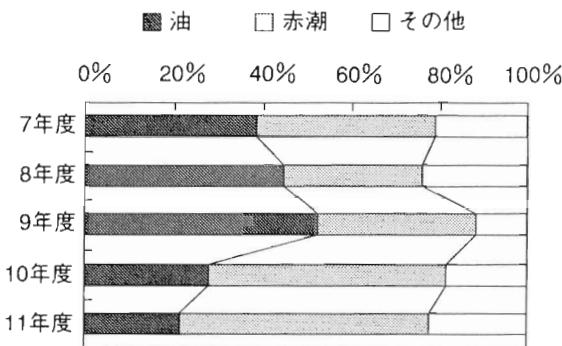


図1. 平成7年度～平成11年度 海面における突発的漁業被害の原因別の発生件数割合

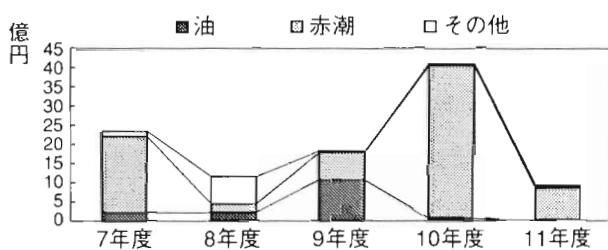


図2. 平成7年度～平成11年度 海面における突発的漁業被害の原因別被害金額

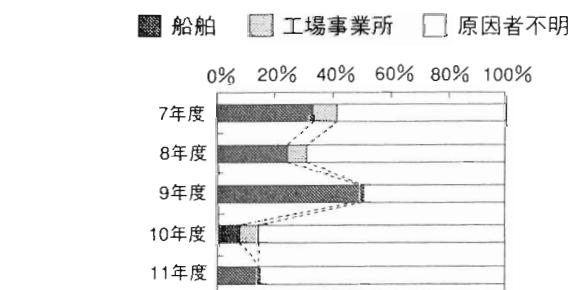


図3. 平成7年度～平成11年度 油による海面漁業被害の原因別の発生件数割合

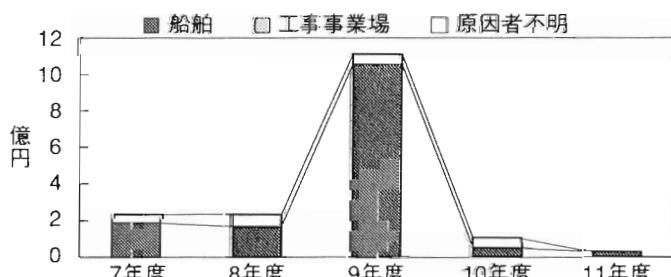


図4. 平成7年度～平成11年度の油による海面漁業被害の原因別被害金額

(随想)

明石から漁業を考える（その2）

京都精華大学 人文学部環境社会学科 教授
明石市・林崎漁業協同組合 顧問 鷺尾 圭司

「イカナゴのくぎ煮」という魚料理もずいぶん知名度が上がったもので、近ごろは伝統食品の一つにも数えられるようになっている。阪神淡路大震災の時にも、応援していただいた全国の知り合いに生存報告とお礼を兼ねて、ガスも炊事も不便な中、心を込めた『くぎ煮』が送られていった。明石・神戸にとって、3月のくぎ煮は大きな祭りに相当する一大行事になっている。

高度経済成長期からの大量生産、大量流通、大量消費の流れの中で、私たちの「食」は本来の姿からかけ離れたものになってきているようだ。同じ問題は、生産者側の一次産業の場にも現れている。効率優先の生産体系は、自然のもつ多様な価値を見失い、特定の営利目的のためだけの利用を推し進めるため、乱獲や汚染、過剰生産、過剰設備投資など様々な歪みを生みだしてきた。

魚を獲ってくる漁業者、流通販売の魚屋、選んで食べる消費者、海の資源や環境を調査する研究者、行政関係者など、様々な社会的位置にある人たちが、各々の事情を抱えて状況を改善しようと努力しているのも確かだ。しかし、専門分野

だけ改良しようとしても今日の矛盾を解決するには限界がある。地域をみても、全国共通市場の一部として位置付けられているだけで、地域の独自性は現れ難くなっている。こうした現実を開拓するのに、従来の知識や経験、能力の体系だけでは的確な処方箋が提示できていない觀がある。

そこで、地域の知識、経験、能力などを総合化することが必要だと考え、それら立場の異なる人々の間の「通訳」が必要なのと思い至った。ここで紹介する「イカナゴのくぎ煮」の普及作戦は、そのつなぎ役の面白さが発揮できた例だと思う。

十数年前までの状況

研究面では、兵庫県立水産試験場をはじめ、多くの研究者がイカナゴの研究を続けてきた。イカナゴが海の食物連鎖の重要な位置を占めることや生息する環境が瀬戸内海を浄化する機能を持っていることなどが研究成果として報告されてきた。しかし、イカナゴ漁業が養殖漁業の餌づくりに甘んじている状況の打開策は見当たらなかった。

販売面では、明石にある魚の棚商店街

の魚屋さんなどが、明石の魚を売る専門家だ。しかし、明石ダイや明石ダコという名物だけでは商売は成り立たず、輸入品や養殖ものばかりではデパートやスーパーに太刀打ちできない。魚扱いが専門だから、品質良く提供するのは上手だが、受け取る消費者の反応とは、多少すれ違いが生じているようだった。

生産面では、漁協の婦人部も一役買っていた。漁村では男たちが沖で働いて、その水揚げで生活が成り立っている。その婦人部は、男たちの応援ということで、浜の清掃活動や「せっけん運動」などの環境対策や魚の売上向上を目指した魚食普及活動にもかかわってきた。しかし、簡単に時間をかけずに出来るものを求める消費者には漁村料理はなかなか理解してもらえないのも事実だった。

漁協婦人部の動き出し

それに光があたりだしたのが十数年前の手づくり食品ブームだ。イカナゴのくぎ煮を広める動きは、明石海峡に面したいくつかの漁村で、ほとんど同時代的に広がり始めた。イカナゴを水揚げしても稼ぎにならず、愚痴ってばかりの男たちに発奮したのだろう。

イカナゴは鮮度の落ちやすい小魚。水揚げして3時間以内に鍋にかけないとおいしくぎ煮にならない。「くぎ煮」と呼ばれるようになったのは、もともとの「イカナゴの醤油煮」を盛り付けると、

錆びた古釣の山のように見えることからだ。

婦人部の人たちは、漁師のおかず用だった味の濃い「醤油煮」を工夫して、少しずつ都会人の口に合う薄味の「くぎ煮」に変身させていった。この工夫が、浜によって少しずつ違うことから、それぞれ個性のある家庭の味として認められるようになっていった。

たくさん獲れるイカナゴが、何とか売り物になりそうだというと、すぐに漁協で加工場を作り、特産品として大々的に売り出そうという話が持ち上がる。大量生産で一儲けをたくらむ男的な発想だ。しかし資金難が、それを阻んだ。

ならばと、鍋と火床があればくぎ煮が出来るのだから、それぞれの消費者の家庭で作ってもらったらよい。こんな簡単な発想は、女性間の笑い話の中にあった。手づくりの魅力も、食べさせる相手への思いやりも、ご近所との腕自慢も井戸端会議の中にヒントがあった。しかし、漁村から打って出るまでには至らず、何らかの理論づけと勇気づけが必要だったのだ。

コーディネーターの出番

私は海の環境問題や漁業資源の問題の専門家であり、かつ何よりも食いしん坊だ。おいしいものを求めて出歩き、料理屋、魚屋、漁村料理の現場から流通事情まで見てきた。上述のような様々な立場

の人たちの声を聞く機会があったのも幸いし、漁協婦人部の人たちが始めたイカナゴのくぎ煮の普及を手助けするようになった。

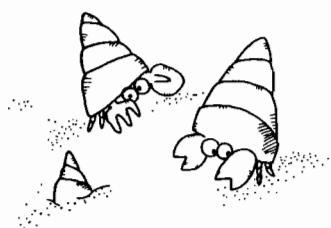
「生物濃縮の少ない小魚は健康によい。」「手作りの味は心の通った食べ物で、人間関係もよくしてくれる。」「鮮度が勝負のイカナゴのくぎ煮は、明石周辺しか出来ない希少価値がある。」などの消費者向け話から、「たくさん獲れる小魚でも、品質管理をしっかりして、人に食べてもらえる素材として提供すれば一人前の値段がつく。」「獲りすぎて値崩れを起すより、少し控えて買い手の欲しがる気持ちを維持するほうがもうかる。」などの漁業者向きの話を用意して、漁村と町をつないで回った。

イカナゴが食用としての地位を得て、餌として売っていたころの10倍から20倍の価格がつくようになり、大漁貧乏のイカナゴ漁業が市場の求めに応じた計画生産の漁業に変身していった。かつて年間3000トンも乱獲していたイカナゴを、最近では500トン程度の漁獲に抑え、より品質のよい新鮮さを届けるようになった。

そして、イカナゴのくぎ煮普及活動は、いつのまにか漁協婦人部の動きがかすむほど、地域の生協や消費者団体、商店街の活動に組み入れられ、明石と神戸から周辺の地域へと拡大していった。地域の文化として、その意義づけが認知されれば、その担い手は地域の中から自然発生的に再生産されてくるようだ。

おわりに

一地方の事例ではあるが、イカナゴという身近な海の素材を通じて、地域の食文化に変化の兆しが見えてきた。一次産業のあり方、環境のこと、人の身体のこと、地域社会の潤いなど様々な問題が、ひとつの素材を総合的に見ていく中で関連づけられ、新しい展開につながる可能性を感じた。これは、目の届く範囲の事象を幅広く観察する中からでてくるフィールドワークの可能性なのかも知れない。バラバラになっている地域の素材をいかにコーディネートしていくか、異なる文化や哲学の間の通訳が出来ていけば、これから社会づくりに面白い展開の糸口がみえるのではないだろうか。



(隨想)

油濁基金で思うこと

財団法人漁場油濁被害救済基金
理事 一樋 義明

油濁基金は、原因者が判明しない油事故に関する仕事を扱っているため、「油」に対していろんな情報が入ってきます。一般的に石油と言われる中には原油、重油、ガソリン、軽油、灯油などがありますが、私は漁業関係に従事しているので、もう少し細かく分けたもので、A重油と言う軽油とほぼ同じ油種の価格動向などに注目します。航空関係の方だとジェット燃料、化学工業に携わる人はナフサ（粗製ガソリン）などが思い浮かぶことでしょう。

私たちの普段の生活では、油と言えば暖房用の灯油か自家用車に使うガソリンが身近なもので、燃料としての使い方が大半です。日本の家庭で燃料に石油を使い始めたのは、1950年代からだったと思います。

太平洋戦争が終わりに近づいたころ、父親が勤めていた軍需工場が、東京の空襲がひどくなり長野県に移転した関係で、わが家族6人も移動しました。農村地帯ですので、都会のような貸家などないため、農作業用の小屋を改造した2階建ての家を借りて住みました。長野県は内陸性気候のため、冬は寒さが厳しく、農家は囲炉裏で暖をとっていましたが、

わが家にはないため、暖房は炬燵に深くもぐるか厚着をすることでした。台所では薪を使って煮炊きし、そこで残った熯（おき）に炭を足して炬燵に入れます。当時都会では練炭が出回っていたと思いますが、私の住む寒村は雑木や材木の切れ端が多かったため、燃料はほとんど木材でした。

やがて戦争が終わり、軍需産業も必要なくなったので、その会社は電球や真空管を作り始め、細々と生産活動していました。

私も小学校へあがりかなり遠い道を毎日通学しました。毎年10月になると、全校生徒は秋晴れの一日は教室での勉強をやめて、ビクと熊手を各自持ち寄り、学校の裏手の松林の山に入ります。そこで茶色くなっている松葉を熊手でかき集め、ビクいっぱいになるまで汗をかきます。学校に帰り納屋に収めたのですが、生徒が集めた松葉は相当な量でした。全校生徒といつても、1学年40人クラスが2つづつでしたので、500人足らずの小さな学校でした。

さて、この集めた松葉は、教室でストーブの火を付ける際に新聞紙と一緒に着火すると、松の脂を含んでいるのでとて

も火付きが良いのです。それから薪をくべて部屋を暖かくしたのです。

4年生の2月、父の会社が東京へ戻ったので、再び一家6人も同様に東京へ移りました。学校へ行って驚いたのは、石炭をストーブにくべていることでした。石炭は知っていましたが、蒸気機関車が使う物だと思っていました。それから石炭を燃したときの独特のにおいが好きになれませんでした。同じ煙でも、木を燃した煙の方が、柔らか味が感じられました。

東京での住まいは会社の寮でしたが、長野のように切り炬燵ではなく、置き炬燵と火鉢しかなく、燃料はタドン、木炭または練炭を使っていたので暖かさも弱く、東京の方がよほど寒いと感じました。

その後日本の経済も発展し、外貨も溜まったため、石油が潤沢に輸入されるようになると、煮炊きや暖房に灯油を使うようになりました。石油ストーブの点け始めと消火のときのあの鼻を刺す臭いを、今でも思い起こします。

70年代に入ると、家庭にもクーラーが入るようになり、冬暖かく、夏は涼しい快適な生活に変わってきました。台所では電気で飯を炊き、湯を沸かし、ガスで調理するようになりました。燃料は固形から液体・気体・電気へと変化しました。お父さんの薪割り仕事は無くなり、18kgの石油缶を運ぶことも少なくなりました。

戦後の50数年間で、あっと言うほどの変わり方です。

21世紀のエネルギーはどうなっていくでしょうか。石油製品を直接燃やす利用法は環境・資源問題からますます少なくなっていくでしょう。

私の年代の人は、薪や炭の使い方も身体で覚えていますが、住宅設備がそうなっていないので、昔に帰ることは不可能です。しばらくの間はエネルギーは石油に頼らざるを得ないと思います。限りある資源を大切にして人類が永く生きていける地球を守っていきたいとつくづく感じています。



(基金記事)

第20回 全国豊かな海づくり大会について

第20回全国豊かな海づくり大会が平成12年10月1日、天皇・皇后両陛下ご臨席のもと、全国から約2万人が参加して、京都府網野町八丁浜で盛大に開催されました。

20世紀最後の開催となった今大会は、「新しい世紀につなぐ海づくり」をテーマに行われ、式典では「海からの恵みを永続的に享受できるよう、私たち国民が一丸となって資源の維持培養と海の環境

保全に努め、新しい世紀につなぐ海づくりに向けて邁進する」と21世紀へ、豊かな海づくりの精神を引き継いでいくことの大会決議を採択し閉幕しました。

全国豊かな海づくり大会は、水産資源の維持、培養と海の環境保全に認識を深めるための幅広い国民的行事として1980年から毎年各県の持ち回りで行われています。

天皇陛下おこぼ

第20回全国豊かな海づくり大会が、日本海に面した、ここ京都府網野町において、多くの関係者の参加を得て開催されることを、誠に喜ばしく思います。

昭和56年、初めて全国豊かな海づくり大会が大分県で開かれて以来、大会は毎年県を異にして催され、今回で20回を数えるに至りました。その間に栽培漁業は著しく進歩普及し、様々な魚種が栽培漁業の対象となり、それぞれの地域にふさわしい漁業の発展に寄与するようになりました。また海の環境を良好に保つことについての関心が深まり、近年は山と海を結ぶ水系の保全を目指した漁業者による山への植樹も行われるようになりました。本大会が様々な面でこれらの水産業の推進並びに海の環境の改善に果たしてきた役割と意義に改めて思いを致し、大会に携わってきた多くの関係者の努力に深く敬意を表します。

3年前の1月、網野町始め、日本海に面した広い範囲の海岸に、沈没したタンカーから流出した重油が流れ着き、地域の水産業などに大きな被害をもたらしました。この重油の除去には地元の人々を始め各地からボランティアが集まり、厳しい寒さの中で作業が行われました。このように多くの人々が海に関心を寄せ、海の環境を守ろうと努力していることを誠に心強く思います。

京都府においては、ズワイガニの生態研究に基づいた資源管理や、本日皆で放流するマダイやヒラメなどの栽培漁業を積極的に推進し、成果をあげていると聞いております。このような科学的な管理や、栽培漁業の発展が水産資源の持続的活用に大きく貢献していくことを期待しております。

この大会が、海に対する関心と理解を更に深め、人々が協力し合って豊かな海をつくっていくための契機となることを願い、大会に寄せる言葉といたします。

功績表彰団体功績概要

本大会において、栽培漁業、資源管理型漁業及び漁場保全に功績のあった団体並びに小、中、高校生、一般の方々による作文、写真の優秀作品等に対して表彰が行われましたが、この中で、当基金の事業と密接な関連のある「漁場保全部門」で大会会長賞、農林水産大臣賞及び水産庁長官賞を受賞された団体の功績の概要を紹介します。

漁業保全部門

大会会長賞

和歌山県 田野浦底曳組合

和歌山市田野367-4

(功績の概要)

この組合は、昭和35年に田野浦漁業協同組合に所属する小型底びき網の漁業者を構成員として設立された40年の歴史と伝統を有する組合で、現在の組合員は50人である。

この組合の事務局がある田野浦漁業協同組合は、和歌山県の北部紀伊水道に面する和歌山市にあり、古くは万葉集にも歌われている風光明媚な和歌浦湾を抱える漁業協同組合としては比較的小規模な組合で、現在の組合員の数は、正組合員が55人、准組合員は26人で合計81人である。

この組合の主要な漁業種類は、小型機船底びき網漁業で、この他1本釣りや刺し網漁業なども営まれている。年間の生産量は約200トンで、アナゴ、カレイ類、エビ類などが主要な漁獲物となっている。

底魚を対象として海底を網で引く底びき網漁業にとって、海底に堆積する各種廃棄物は操業の妨げとなるが、かつては、こうした海底のゴミは、自然ゴミの比率が高く、量も少ないとから、通常その場で再び海に捨てられることが殆どであった。

今からおよそ20年前頃から、高度経済成長の中で、河川等から流出する人工ゴミが急増はじめ、また、洋上での船舶からの不法投棄もあって、海底に堆積するゴミは、漁業の操業にとって新たな厄介な問題となるようになった。

底びき漁業者の地位の向上のために結成されたこの底曳組合では、昭和58年から、海域におけるゴミ等の廃棄物が、操業時に漁獲物とともに漁網に混入する場合には、海域に投棄することなく、各種廃棄物を港に持ち帰る運動を実践しており、今日まで、漁場の環境保全に対する努力を忍耐強く、継続してきた。

こうした実績の概要は、次のとおりであり、多くの底曳組合ばかりでなく、知らず知らずのうちに河川等を通して海底にゴミを排出している地域住民の方々や不法に海上で投棄している船舶の関係者

に対して、こうした漁業者の長年に亘る努力について承知願いたいところである。

組合員全員による海底ゴミ持ち帰りと自主的な分別・処理の活動

田野浦底曳組合に所属する底びき網漁船は24隻あるが、これらの漁船は、操業の際に漁網に混入する海底に散在していた廃棄物を漁船上に回収し、操業終了後、漁港内に設けられた保管場所に一時保管し、一定量の廃棄物が集まると、組合員全員の参加により、共同作業で廃棄物の分別を行い、ビニールなどの可燃物は処理場に持込まれ、また、空き缶、空きビン、建築廃材、廃タイヤ、家電製品などの不燃物は、自費で民間の処理場に委託し、処理している。

分別・処理作業は、休漁日に年5回程度行われ、一回に軽トラック10台分、年間約20トン程度の廃棄物が処理されている。

海底から底びき漁船により回収された各種廃棄物は、陸域からの流入や海上からの不法投棄により絶えず漁場に堆積し、底びき網漁業のみならず、刺網漁業や延縄漁業などの操業の障害となっている。

こうした田野浦底曳組合の長年にわたる自主的な海底ゴミの持ち帰りと分別・処理の活動は、田野浦漁業協同組合内の環境保全に対する認識を高め、青年部の漁港内での草刈等の清掃活動（夏季に2～3回程度）や、漁協婦人部の浜掃除

（夏季に毎週1回）が実施されるようになった。

また、こうした活動は、周辺の漁業協同組合にも波及し、廃棄物の持ち帰り運動が全県的に広がりつつあるという好ましい状況が見られる。

以上のような状況から、田野浦底曳組合の活動は他の組合の模範となるものであり、その功績は賞賛に値するものと考えられる。

農林水産大臣賞

京都府 網野町漁業協同組合

竹野郡網野町字浅茂川1400-2

（功績の概要）

この組合は、平成10年に網野町内の島津漁協（昭和24年設立）、旧網野町漁協（25年設立）及び浜詰浦漁協（24年設立）の3漁協が合併してできた組合で、荷捌き場では魚市場が開設されている。

漁協の事業として、共済、購買、販売、製氷冷凍冷蔵、利用及び指導事業を実施しており、指導事業の中では、漁場保全に関わる特色のある啓発、実践活動を行っており、組合員の積極的な地域活動が注目される。

現在の組合員の数は、正組合員が132人、准組会員は101人で合計233人で、組合員の行う主要な漁業としては、大型定置網、小型機船底曳網、刺し網、釣り、

水視漁業などで、平成10年の生産量は約1100トン、5億5千万円となっている。

この組合の基幹漁港である浅茂川漁港は、毎年多くの海水浴客等が訪れる京都府北部の有名な海水浴場の1つである八丁浜に隣接しており、最近では毎年5—6万人の海水浴客が、また網野町への入り込み客としては50—60万人が訪れるようになっている。

旧網野町漁協では、今から30年以上前の昭和42年頃から毎年、青年部、婦人部を含む漁協組合員総出で、漁港及びその周辺のゴミ掃除や雑草の除去作業を実施しており、こうした地道な取り組みが隣接組合に波及するとともに、観光資源でもある漁港の環境美化が促進され、地元観光協会等により実施されている町内の海浜清掃活動との相乗効果により、網野町のイメージアップに寄与してきた実績は大きいものがある。

また、こうした海浜清掃などによる地域の財産として大事にされてきた風光明媚な自然海浜に、突然襲ってきた平成9年のナホトカ号の重油流出事故では、組合員はもとより、町民、ボランティアの方々、延べ三万人以上の支援により、現在のきれいな海を取り戻すことができたが、こうしたご支援に感謝を込めて、漁協青年部が中心となり「海と渚にまつわるメッセージ」を取りまとめ全国発信するなど、新たな環境・漁場保全の取り組みを行い、注目すべき活動を展開してお

り、今日まで、環境保全に対し漁協組合員の果たしてきた努力には忘れてはならないものがある。

こうした実績の概要は、次のとおりであり、この機会に、地域住民の方々や関係者に対して、こうした漁業者の長年に亘る努力について承知願いたいところである。

組合員総出による清掃活動と組合員による活発な地域の環境活動への貢献

海水浴場に隣接する漁港及びその周辺には、海水浴シーズンが終わるとビニール袋、空き缶、弁当の空容器などの多くのゴミが散在し、陸上の美観を損なうばかりか、海洋を汚染し、また、漁船のエンジンの冷却水を取水口を詰まらすなどのトラブルも懸念され、旧網野町漁協では、昭和42年頃から毎年8月17日に組合員（青年部、婦人部を含む）総出で、漁港及びその周辺でのゴミ掃除及び雑草の除去作業を実施するようになった。

この取り組みは、その後、隣接する2漁協（合併前の浜詰浦、島津漁協）にも波及し、この2つの組合も平成元年頃から管内の漁港の清掃を実施するようになった。そして、合併後も、現在まで管内漁港の一斉清掃活動を実施し、こうした取り組みにより、漁港及びその周辺の環境保全と環境美化の推進が図られているところである。

また、鳴き砂で有名な琴引浜では、昭

和62年から、地元組合員が中心となり、地元漁業者を含む数多くの会員（約300人）による「琴引浜の鳴き砂を守る会」が組織されており、海浜清掃、後背地の植林、流入河川の水質測定など、注目すべき活動が行われている。

なお、平成9年1月のナホトカ号の重油流出事故は、漁業に多大の被害を与えたが、網野町では、5月の末まで、約5ヶ月間にわたり、漂着した重油回収作業が実施され、延べ31000人による1170トンの重油が回収された。自らの漁場を守るために、地元漁協（当時は合併前）も率先して、重油の回収作業を実施した。

重油回収が早期にできたのは各地から参加したボランティアの支援に負うところが大きく、これらボランティアの人たちの支援と、きれいになった海への感謝、及び漁場環境保全の大切さを忘れないために、漁協青年部が中心となり平成10年、全国に向けて「海と渚にまつわるメッセージ」の公募を行い、人々の海や渚に寄せる思いを冊子にまとめ、自費出版した努力は高く評価すべきものがあり、現在、これら作品をインターネットに掲載したり、海の美しさや素晴らしさなど、海をテーマにした歌の作成など、新たなる環境・漁場保全の取り組みを進めようとしている努力にも注目すべきものがある。

更に、網野町漁協では、平成6年頃から、発泡スチロール魚箱の再利用を進め

ており、今年からは、再利用促進アピールシールを作成し、漁業者が漁獲物を市場に出荷するときに魚箱に貼付する取り組みも開始するなど、新しい環境問題にも敏感に対応している。こうしたことを含め、長年にわたる漁協の環境保全に対する努力は、きれいな海、美しい海岸、新鮮な魚を大事にする環境の町、網野町にとってもとより、全国発信できるに十分な貢献をしていると評価できよう。

水産庁長官賞

静岡県 静岡県漁業協同組合婦人部連合会

静岡市追手町9番18号静岡県漁業協同組合連合会内

(功績の概要)

この婦人部連合会は、昭和31年に設立され、以後44年の長い活動の歴史を有し、現在、静岡県下に8支部28会員、2,222人の部員を有する連合会である。

この婦人部連合会の主要な活動内容は、各種研修会の実施や農協・漁協・生協・森林組合で実施している協同組合間の女性交流会の開催・参加等による婦人部組織の活性化をはじめ、特に最近、力を入れて取り組んでいる漁場等環境保全の推進としては、磯浜などの清掃作業への参加と植樹運動への参加であり、また、全国運動として展開している合成洗剤追放運動に呼応し、天然わかしお石鹼等の使用拡大運動の推進と合成洗剤追放

ポスターなどの配布等を実施している。

この他、お魚料理講習会の開催による水産物消費拡大の推進や家計簿記帳の普及促進による生活設計の確立をはじめ、漁協事業の推進に対する協力と連携強化としては、県下漁協一斉貯蓄運動への協力や生活用品の共同購入など漁協購買事業の推進などがあげられる。

なお、支部ごとの研修会や視察活動なども活発に行われ、現在、伊東支部（5会員）、賀茂支部（2会員）、沼津支部（4会員）、清水支部（1会員）、焼津・榛原支部（8会員）、浜名支部（8会員）の6支部が県下に置かれている。

特に最近、沿岸域、湖沼、河川などにおける水環境問題が各地で話題となっており、婦人部連合会の各支部においても、積極的に地域における漁場環境保全に対する運動に参加しており、こうした活動を含め、この婦人部連合会の果たしてきた漁場環境保全の実績は、概要次のとおりであり、この機会に、関係者の長年のご尽力に対し敬意を表し、今後のご活躍に期待するところである。

漁場環境保全活動に対する積極的な取り組みとその貢献

全国漁協婦人部連絡協議会が、全国運動として展開している合成洗剤追放運動については、静岡県漁業協同組合婦人部連合会としては、その最初から参加し、推進してきたところであり、県内全支部

において、合成洗剤を「買わない」、「貰わない」、「使わない」を実践し、贈答品には粉石けんを利用するなどを呼びかけ、地域の湖沼や海の環境保全の維持に努力してきたところである。

また、浜名湖を有する浜名支部では、浜名湖クリーン作戦や、湖上セミナーに積極的に参加し、浜名湖の環境保全に尽くしている。

一方、焼津・榛原支部に所属する御前崎漁協婦人部をはじめとする各地において、廃油を利用した石鹼づくりを行っており、地域の人々に対して、環境による石鹼の普及に努めている。

また、漁師の妻として、日ごろ得意としている魚料理を、一般の家庭の主婦に広く紹介すると共に、生協、農協、森林組合との婦人部活動の中で、魚料理の普及に努めているところである。

更に、最近全国的な規模で広まっている漁業関係者が山に植林をする運動についても、静岡県の「悠久の森」の1つである「口坂本の森」にブナ、コナラ、カエデなどの広葉樹23種800本を、婦人部連合会が、他の漁業関係者、林業関係者などと共に、魚族の繁殖を目指して、積極的に取り組んでいる。

以上のように、この連合会は、漁協婦人部として、きめ細やかな地道な活動を通じて、漁場環境の保全と漁業の振興・発展に寄与してきた実績は、高く評価することができる。

油濁被害防止対策事業の概要について

当基金では、漁場油濁被害の発生を未然に防止し、または軽減する対策を確立するための調査研究及び技術開発を行う「油濁被害防止対策事業」を水産庁の補助により実施しています。

これらの事業については、研究者、学識経験者等からなる検討委員会、専門部会及びワーキング・グループを事業ごとに設置して、実施計画等についての検討を行い、事業の一部を専門の調査機関に委託して実施しています。

下記に、これら事業の目的・内容等について概略を紹介します。

1. 生物的油濁処理技術開発・効果的利用検討事業

現在の防除技術では十分に除去し難い漂流油、特に海岸に漂着後に砂中に浸透し或いは岩に付着したものについて、自然浄化に深く係わっている微生物の油分解能力を最大限に活用して効率的に油濁の防除を計ることを目的として、新しい漂着油処理剤を開発することとしています。

処理剤の開発にあたっては、栄養素の添加により現場に存在している石油分解微生物の繁殖及び活性を促進させることを主眼に試験を実施しています。

新規処理剤の開発にあたり、これまでの開発において得られた知見に基づき、平成12年度から海浜での油の生分解を促進することを考慮してフィールド実験場を設営し、人工漂着油を海砂に混合して生分解を評価するとともに、水生生物に対する影響について安全性評価試験を実施しています。

また、平成14年度を目途に開発する処理剤の使用について、油汚染による漁業被害を最小限に防止するため、油汚染事故発生時に即応し得るよう、処理剤の効果的使用についての総合的なガイドラインを作成することとしています。

2. 漁業被害自衛計画策定指針等作成事業

沿岸漁業者が油濁によって漁場を汚染され損害を被るケースは、原因者の不明、判明に係わらず続出し、甚大な漁業被害と長期にわたる漁場環境の悪化を生じてきているため、油濁現場の対応等現状を十分反映した油濁被害防止対策の強化拡充が要請さ

れています。

この対策の一環として、油流出による漁業被害の拡大防止を図るため、関係機関及び漁業関係者等自身が油濁事故に際して、迅速かつ的確に対応できるよう、油汚染事故における処理・対応等を内容とする「漁業被害自衛計画策定指針」を作成するとともに、この平成14年度を目途とした指針完成後には、漁業者等が自衛計画を策定するため基金としても必要な協力、指導を行うこととしています。

この自衛計画の策定にあたっては、「排出油防除計画」(海洋汚染・海上災害防止法)、「国家緊急時計画」(閣議決定) 等と調和を保ったものであることが求められています。

また、自衛計画の策定指針の作成にあたって、実効あるものとするため、漁場利用の特性、海岸の特性を考慮した分類による油の回収処理方法等について、具体的な防除活動の内容を解説した「油汚染防除マニュアル」を作成することとしています。

本事業の実施にあたって、現段階では都道府県、市町村、漁業協同組合連合会及び漁業協同組合等へ赴き現地実態調査及び資料の収集等させて頂くとともに、漁業被害自衛計画策定指針等の原案を作成し、内容の検討を行っていますので、今後とも一層のご協力をお願いします。

3. 漁場油濁汚染防止啓発・指導者養成事業

油の流・排出による漁業被害は、その防止を図るための関係機関による法令の尊守の徹底、原因者の究明の努力にも係わらず、依然として発生しています。

このため、油の流・排出による油濁汚染防止の啓発を図るとともに、油濁事故現場において迅速かつ的確な対応措置を行えるよう以下の事業を実施しています。

(1) 漁場油濁汚染防止啓発・普及事業

船舶及び陸上施設等からの流・排出により発生する漁場油濁汚染防止を図るため、ポスター及びチラシ等を作成し、関係者に配布するとともに、一般市民に対してもインターネットを活用して海洋環境保全意識の啓発と情報の普及に努めています。

① 油汚染防止ポスター・チラシの作成、配布

沿岸海域の主要漁業、漁場図を模した油汚染防止ポスター及びチラシ（日本語版及び英語版）を作成し、水産庁、海上保安庁及び関係府県等のご協力を得て船舶、工場等関係機関に配布しています。

この事業は、平成6年度から開始し、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、九州北部及

び日本海中部周辺海域を対象として作成し、平成12年度には関東沿岸海域を対象として作成（別紙図1日本語版を添付）配布しています。

今後とも、船舶航行の輻輳する沿岸海域を対象に作成し配布していくこととしています。

② 油汚染「初動通報・連絡先」掲示用ポスターの作成、配布

流出油による事故の発見は、操業中の漁船や漁業者によりなされることが多く、発見後、漁業被害を未然に防ぎ、その拡大を防止するためには、速やかに海上保安部、地方公共団体等の関係機関に通報し、連携して流出事故の実態把握及び防除活動を行うことが重要です。

このようなことから、油汚染事故発生時における効果的な防除措置を講ずるため、ポスター（別図2）に油汚染「初動通報・連絡先」等をご記入の上、関係機関事務所内への掲示方をお願いします。

このポスターは、県（都道府）水産担当課及び県漁連のご協力を得て全国約3,000個所の沿海市町村及び漁協へ配布しています。

③ インターネットによる啓発

平成10年度からの事業として、インターネットを活用したホームページを開設し、油濁汚染の概要等についての関連情報を掲載していますので、アクセスをお待ちしています。

【ホームページアドレス】

<http://www1.mesh.ne.jp/nora/yudaku/>

(2) 防除指導者養成事業

平成10年度からの事業として、漁場油濁被害の未然防止及び汚染事故の処理について、事故現場で漁業関係者が速やかに対処できるよう、地域の指導的・実践的役割を果たす防除指導者を養成することを目的に「油汚染防除指導者養成講習会」を開催しています。

本講習会は、漁連、漁協役職員、都道府県・市町村水産担当者等を対象として、学識経験者等を講師とした中央講習会（年1回）及び地方講習会（2地域、延2回）を開催することとし、平成12年度には、中央講習会を東京で、地方講習会を大分県蒲江町及び宮城県七ヶ浜町で開催しました。

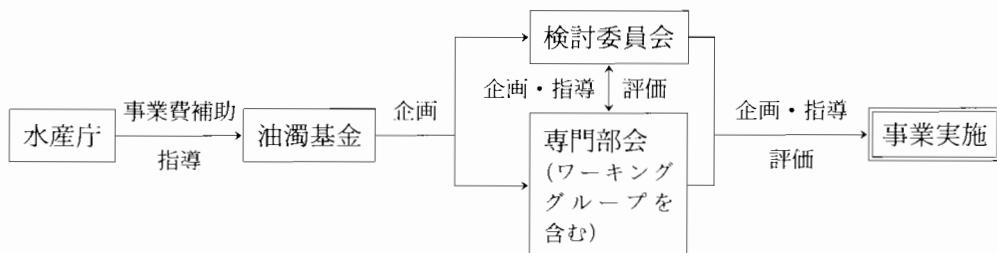
講習会の内容としては、油濁事故に対応するために必要な各種の講演を行い、地方講習会では、この講演のほか洋上で回収処理作業の実演等も併せて実施し、各講

習会とも50名以上の参加を得て有意な講習会となりました。

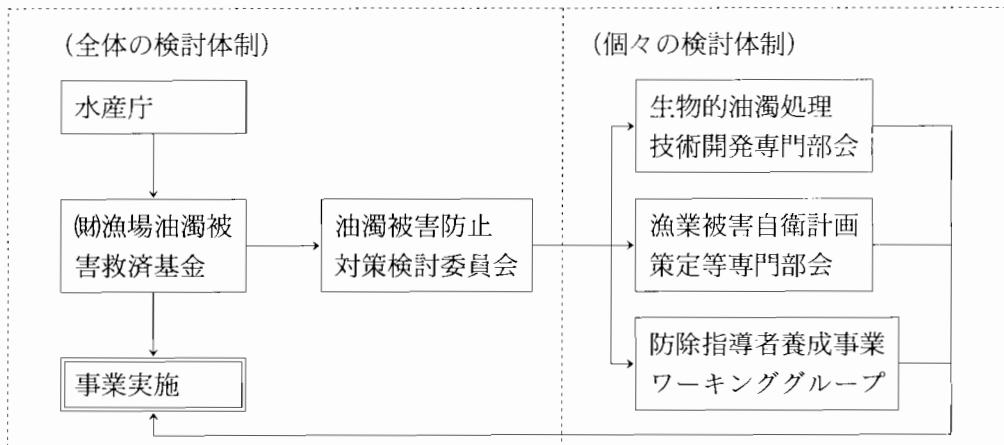
次年度以降も引き続き開催することとしていますので、特に、地方講習会では、地元市町村及び漁業協同組合役職員等の参加が得られやすいと思われますので、開催地として希望される府県等ありましたら、なるべく早く当基金へご連絡下さい。

油濁被害防止対策事業の実施体制

1. 事業の流れ



2. 事業の実施体制



1. 検討委員会の業務

油濁基金が行う油濁被害防止対策事業の調査、技術開発等について事業の全般にわたる総合的な観点から、当該事業の企画・指導及び評価等を行う。

2. 専門部会の業務（ワーキンググループを含む。）

油濁基金が行う油濁被害防止対策事業の調査、技術開発等について事業の専門的な観点から、当該事業の企画、指導及び評価等を行う。

油濁被害防止対策事業のテーマ

1. 生物的油濁処理技術開発専門部会 (1)生物的処理剤等の開発と評価 (2)生物的処理剤使用ガイドラインの作成
2. 漁業被害自衛計画策定等専門部会 (1)漁場自衛計画策定指針の作成 (2)油汚染防除マニュアルの作成
3. 防除指導者養成ワーキンググループ (1)中央講習会の開催 (2)地方講習会の開催

豊かな海を油汚染から守ろう

この海域は、魚の豊富な好漁場となっています。

わずかな油でも、大きな被害が発生します。

油を流出させないよう、注意しましょう。

油の流出、見たら通報！

油を流出した場合または油汚染を
発見した場合には、速やかに電話
118番で第三管区海上保安本部へ
通報して下さい。



水産庁
第三管区海上保安本部
(財)漁場油濁被害救済基金

この旗は直接航海の旗に倣してはならない。
海図第61、02号複製(海上保安庁)

—油濁から守ろう豊かな海の幸—

油をみたらすぐ通報。

●すばやい対応により、油濁被害を最小限におさえましょう。



通報を受けた漁協等は、すぐに最寄りの海上保安部(署)、漁連及び関係行政機関へ通報して下さい。



■初動通報・連絡先一覧 (油の適切かつ効果的な防除措置を講ずるために、日頃から通報すべき連絡体制を整えておきましょう。)

関係機関名	担当部署名	平 日			休日・夜間		
		電話番号	担当者氏名	電話番号	電話番号	担当者氏名	電話番号

財團法人 漁場油濁被害救済基金 電話/03(3254)7033 FAX/03(3254)3978

(基金記事)

中央漁場油濁被害等認定審査会の動き

平成12年度 第2回中央審査会

平成12年12月7日開催、福井県三国町地区他3件の漁場油濁被害額の審査が行われた。

今回上程された案件は、防除・清掃のみのもの4件であった。

この4件について慎重審議の結果、下表のとおり了承された。

(別表)

平成12年度第1回中央審査会上程分

No.	地 区 名	発生年月日	発生場所	関係漁協	形状・状況	被害の種類	認定額(円)	備 考
1	福井県 三国町地区	平成 12. 7. 4	坂井郡三国町安 島海岸	雄島漁協	液状の油が長さ500 m、幅20~30mの帶状 となって海岸に漂着・ 漂流。	防除・清掃	885,130	放置すると採貝藻漁 業、漁船の揚げ降ろし 及びワカメの天日干し に支障をもたらす恐れ があった。
2	沖縄県 多良間島地区	12. 8. 15	多良間島周辺海 岸	平良市漁協	直径2~10cm位の柔 らかいオイルボールが 油の付着した藻やゴミ とともに幅30m長さ 3.1kmにわたって海 岸に漂着。	防除・清掃	1,308,420	放置すると船揚場に付 着したり、モズク養殖 やシャコ貝養殖に影響 を及ぼす恐れがあっ た。
3	沖縄県 宮古島地区	12. 9. 26	城辺町保良海岸	平良市漁協	直径1~15cmのオイ ルボールが油の付着し た大量のゴミとともに 幅10~20m、長さ5.1 kmにわたって海岸に 漂着。	防除・清掃	1,337,719	放置すると船揚場に付 着したり、モズク養殖 やシャコ貝養殖に影響 を及ぼす恐れがあっ た。
4	鹿児島県 奄美大島地区	12.10.12	奄美大島龍郷町 赤尾木海岸	龍郷町漁協	直径2~5cmオイル ボールが油の付着した ゴミとともに幅2m、 長さ1.5kmにわたつ て海岸に漂着。	防除・清掃	172,145	放置すると漁船の揚げ 降ろしに支障があり、 モズクや真珠養殖、刺 し網等に被害の恐れが あった。
合 計							3,703,414	

評議員の委嘱について

平成13年2月16日開催の理事会の承認を得て、任期満了に伴う評議員の委嘱が行われ、下記のとおりとなりました。

(敬称略)

氏名	所属
宮副信隆	石油連盟 常務理事
殿塚猷一	電気事業連合会 専務理事
松浦道夫	日本内航海運組合総連合会 理事長
山下秀明	(社)日本船主協会 常務理事・関連業務部長
生明登	全国漁業協同組合連合会 常務理事
山本一郎	全国共済水産業協同組合連合会 専務理事
小杉山岳己	全国漁業共済組合連合会 専務理事
山内静夫	漁船保険中央会 副会長
森安良	中央漁業操業安全協会 専務理事
島内寿之	全国海苔貝類漁業協同組合連合会 専務理事
赤塚誠一	千葉県農林水産部水産局漁業資源課 課長
上原永喜	沖縄県農林水産部漁政課 課長

(任期は、平成13年3月6日から平成15年3月5日まで)

(官庁等人事異動)

所属	発令年月日	職名	新任者	前任者
水産庁	H12.10.1	増殖推進部 漁場資源課係長	丸山 徳仁	小川 修



油汚染防除指導者養成地方講習会の模様

平成12年11月1日、大分県蒲江町で開催した当基金主催の油汚染防除指導者養成講習会の油回収実技講習（蒲江漁港）で、油回収用吸着ネットの展張実習をしているところ。

(編集後記)

◎当基金の油濁被害防止対策検討委員会委員である小倉秀氏にご寄稿いただきました「油流出事故への対応」は如何でしょうか。

紙面の都合で3回に分けて掲載いたしますが、油濁の仕事に携わる方々には大いに参考になるものと思います。

この記事に関連してご意見、ご質問がございましたら当基金あてにご連絡下さい。小倉氏の指導のもとにご回答することと致します。

◎全国最大の生産量を誇っていた九州・有明海産のりが、今シーズン12月頃からほとんど収穫できなくなり、記録的な大凶作に見舞われています。

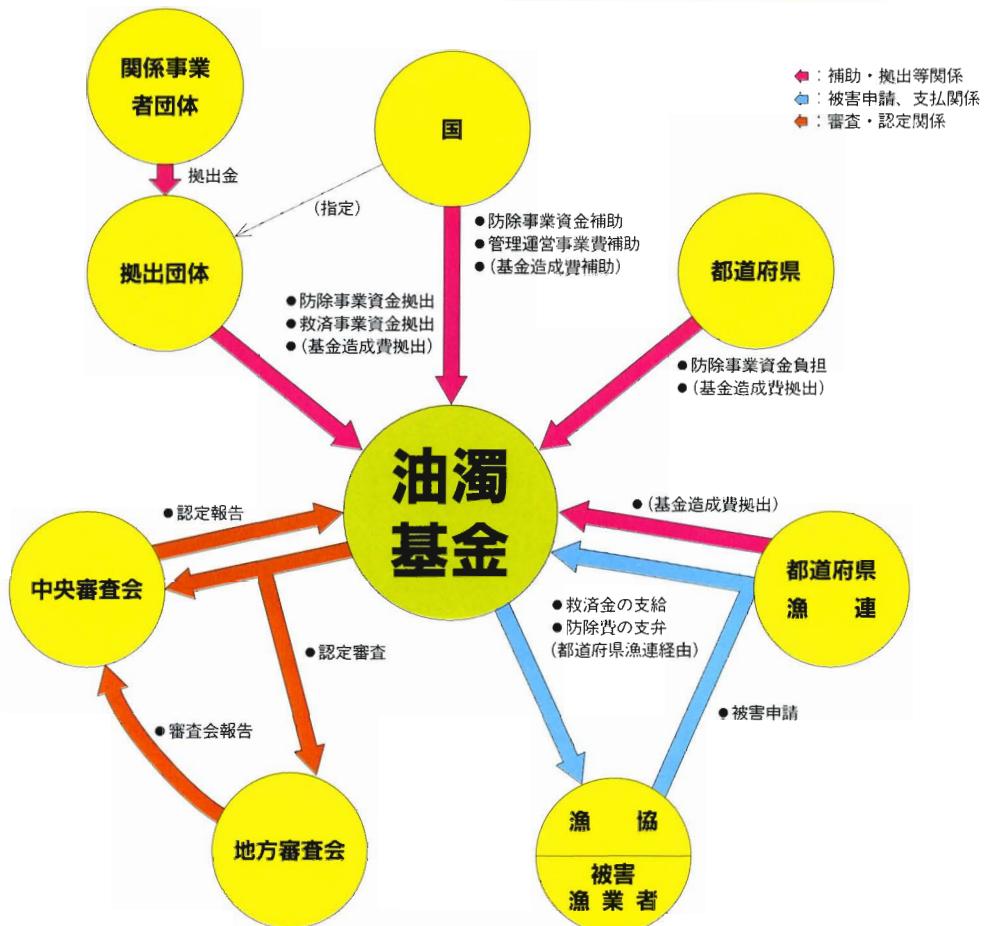
諫早湾干拓事業との関連が指摘され、大きな社会問題となっています。

漁業被害及び関係漁業者等によるご苦労に対しまして心からお見舞い申し上げるとともに、一日も早い漁場の回復を念ずるばかりです。

一方、当基金が救済等の対象としている原因者不明の油濁事故については、本年は、のり漁場への油濁事故は発生せず、漁業関係者もほっとしていることと思いますが、油濁事故は、今後とも、いつ、どこで、発生するかも知れません。

各浜におかれでは、これからも監視態勢を強め、油濁事故発生による被害の未然防止に努められるようお願いします。

漁場油濁被害救済制度のしくみ



拠出団体

農林水産省関係	(社) 大日本水産会	電気事業連合会	(社) 日本鉄鋼連盟
経済産業省関係	石油連盟	(社) 日本電機工業会	(社) 日本自動車工業会
	(社) 経済団体連合会	(社) 日本産業機械工業会	石油化学会議
	(社) 日本貿易会	日本化学繊維協会	(社) セメント協会
	日本アンモニア協会		
	(社) 日本ガス協会		
国土交通省関係	(社) 日本船主協会	日本内航海運組合総連合会	(社) 日本旅客船協会
	財日本船舶振興会		

発行日	2001年3月
発行所	財団法人 漁場油濁被害救済基金
住所	〒101-0047 東京都千代田区内神田2-1-14 イトーピア内神田ビル10階
電話	03-3254-7033
ファックス	03-3254-3978㈹
http://www1.mesh.ne.jp/nora/yudaku/	
E-mail: yudak@mxi.mesh.ne.jp	